

— ご相談（ご依頼される前）に関する報酬について【※金額は全て消費税別】 —

■初回のご相談：約90分（無償：当事務所で負担致します）

ご相談内容、ご希望されている方針をお聞きします。

※何を誰に聞けばいいのか分からなかったというような場合も、安心してお問合せ下さい。

■次回でのご回答等：約90分（無償：当事務所で負担致します）

初回でお聞かせ頂いたご相談の内容と、そのご希望に沿ったご回答。

主に、ご希望されている法的な効果（権利や義務の授受・承継等）が、最も実現しそうな手続きのご案内を致します（行政書士でお伝えできる範囲内となります）。

【お願い：☞&㊦】

正式な受託契約等の前段階において、行政書士が作成・手記した説明書き等はお渡ししておりませんので、筆記用具等のご準備をお願いしております。あらかじめご了承ください。

■ 出張でのご対応を希望される場合（有償：10,000円～）

恐れ入りますが当事務所以外の場所（出張でのご対応等）でのご相談を希望される方は、

仙台市内においては10,000円の出張費（交通費等込）をご負担頂いております（ご相談時間は約90分）。

仙台市以外の市町村の際は別途出張費の算出をさせていただきますので、その旨お気軽にお申し付けくださいませ。

※お問合せが初めての方であっても、当事務所ご利用者様のご紹介の場合は、その旨お申し出ください。事情を勘案し優遇させていただきます。

■時間の延長・時間外・曜日外でのご相談（有償：5,000円～）

30分毎に一律5,000円（※出張の場合は別途出張費のご負担をお願いしておりますので、何卒ご了承ください）

※ご希望の日時やお問合せの内容によっては、ご希望に沿えない場合もございます。

■ご自身で手続きをするので方法だけお知りになりたい方

☑ お見積書兼ご回答書の作成（有償：15,000円）

手続の概要を記載した、お見積書兼ご回答書（※以下回答書と言う）を作成しお渡しいたします。

— 回答書の記載内容等 —

- ・ 手続の着手の仕方、準備が必要な物、手続進行にあたっての注意点・難易度など
- ・ 想定される実費、所要期間など
- ・ 行政書士以外の専門職者の見解（主に、提携先税理士・司法書士などの見解を記載します）

※なお下記にご留意ください。

- ・ 手続きに関する書類への具体的な記載方法等はお示しできません。
- ・ 手続きの実現を保証するものではないことにご留意ください。
- ・ 後日になってからの、当該回答書に関するお問い合わせなどはご遠慮ください。

❖ご依頼時の着手金について❖

■基本受託費用：～20.000 円

すべてのご依頼に共通。御見積書及び手続きの概要を書面化してご提示致します。

※当事務所をご利用頂いたことのある方を通じてのご紹介の場合、基本受託費用は 10.000 円となります。

■実費分のお預かり：20.000 円～

(報酬ではなく、郵便代や手数料などの実費分を指します)

相続人の確定、遺産総額の確定、保険金等のご請求時に必要な添付書類等の取寄せに必要なものとなります。

主に、住民票等 (1 通 300 円～)、戸籍等 (1 通 450～750 円)、固定資産証明書、課税非課税証明書、不動産登記事項証明書等、税務に関する公的書類及びそれらの郵便費用・印紙代などに充当するものとなります。

※保険金等の請求に関する、入院証明書・死亡証明書等は医療機関により異なりますので都度算出となります。

※なお、移動交通費として一律 5.000 円を実費分のお預かり金よりご負担頂きますのでご了承ください。

— 当事務所へ依頼できる内容とその報酬に関すること —

■ 遺産相続手続き等

□ 相続人の確定事務：1.500 円×取得する公的書類の通数

一般的には関係者の戸籍・住民票等の取得として 15 通前後（戸籍等で 15 通程度）となることが多いです。取得手数料とは別の報酬分となります。

なお、取得通数が大幅に増えることが多いケースとしては、本籍地の異動が多い、お子様がいない、離婚・再婚があった、代襲相続となっている親族がいる、不動産の登記名義人が先々代以前のままとされている等。

□ 相続人関係説明図の作成・法定相続情報一覧図の交付：15.000 円

いわゆる家系図のようなものの作成です。取得した戸籍等の情報から相続人が確定した後作成となります。

平成 29 年 5 月以降は法務局へ交付請求する「法定相続情報一覧図」が主流となっております。

法定相続情報一覧図の交付を受けると、1 枚の証明書で戸籍の束を代用できることとなりますので、手続きごとに戸籍の束の持参やおびたしい枚数の戸籍 1 通ごとにコピーするなどの手間がなくなります。

□ 遺産総額の確定事務と財産目録の作成：財産 1 種類×5.000 円

土地（1 筆）、家屋（1 筆）、預貯金（1 金融機関）、有価証券（1 社）、保険給付金（1 社）など

※他に 1 種類として計上する例

自動車、共済関連、2 個目以上の不動産・金融機関・有価証券・保険などの所有・加入などの場合。

（遺産の総額を確定させる必要性について）

相続税の申告期限が 10 か月以内となっておりますので、遺産総額の確定事務は重要なものとなります。

当事務所の指針としては、不動産（路線価）と預貯金等含め 3.500 万円を超えるような場合は財産目録の作成を致します。相続税の申告が必要な場合は税理士と連携して速やかに申告の準備を平行致します。

□ 遺産の承継手続きの代行・同席等（書類作成だけでなく実際に手続代行も希望される方の場合となります）：下記参照

- ・ 金融機関、有価証券：25,000 円（提出書類の作成や添付書類の取得など含む）
- ・ 保険給付金：15.000 円（提出書類の作成や添付書類の取得など含む）
- ・ 不動産（土地、家屋）：司法書士による所有権移転登記手続きの取次（登記費用は司法書士より見積もり）
- ・ 共済関連：10.000 円（提出書類の作成や添付書類の取得など含む）
- ・ 自動車：20.000 円（業者対応・提出書類の作成や添付書類の取得など含む）
- ・ 行政関連：2.000 円（※1 件ごと：葬祭費、高額医療費等、敬老乗車証返却、公租公課過払い金の還付各種）

※なお、ここでは少数ケースは割愛しております。

□ 遺産分割協議書の作成：50.000 円（協議書一組当たり ※2 通目以降 10.000 円）

ほとんどの場合、遺産分割協議書の記載として必要な、相続人の確定事務、遺産の全部または一部の確定事務が附帯します。※不動産・金融資産等でそれぞれ別々の協議書作成を希望される場合はお申し付けください。

■家財整理（主に遺品整理・生前整理）：10万円～（※実費別）

今後お住まいになる予定の無くなった家屋について、室内の整理作業や、契約ごと（公共料金等）の諸対応を行います。お問合せの多い作業ですが、原則として自己所有・家族所有の戸建て住宅のみの対応とさせて頂いております。

※賃貸・マンション・施設等に関しては、ご依頼を承れない場合もございますが、先ずはご相談ください。

- ・お部屋内の貴重品の詮索・形見品のお取り置き・依頼者へのお手渡しなど
- ・アンティーク・骨董等の有価物の取扱い（買い取り、引取、持込など：業者の選定手配・立会）
- ・家財整理分別作業（材質ごとの分別、袋詰め、屋外搬出など）
- ・廃棄物としての対応（許可を受けた廃棄物業者の選定・手配・立会）
- ・公共料金等の解約変更等（電気・ガス・水道・電話・火災保険・新聞・カードなどの諸対応）
- ・家屋解体業者の見積もり取寄せ・手配・立会
- ・月極駐車場の諸対応（不動産業者との諸対応など）
- ・不動産売却時の諸対応（仲介業者の選定・見積もりの取得・条件交渉の代理など）

【ご注意ください】

費用の目安に関しては、家屋の構造や室内の状況など、その規模や対応範囲で異なることが避けられませんので性質上個別にお見積りとなります。都度適切な算出を致しますので、あらかじめご了承ください。

■🚗訪問での代書・代行事務処理サービス：1 か月/15,000 円～

(※実費別・所在地・希望訪問回数による)

※原則として仙台市及び隣接市町村に限らせて頂いております(所在地によってはご希望に添えない場合

もございますが、当事務所では一番ご要望の多いご依頼内容となっております。先ずはお問い合わせ頂ければと存じます)。

お身体や交通手段、お仕事やご家族の事情等で、外出や煩雑な事務作業を継続的に自力で行うのがご負担になっている方に代り、日常生活上の様々な事務処理等の諸対応をお手伝いするサービスです。(主な諸対応)

・郵便物等の事務処理(日常的にご自宅に届く郵便物等の内容精査【※電話やインターネットで適切な対応を確認すること等含む】・代書・返送投函・窓口提出など)

・行政関連の提出物等の事務処理(公的保険料や税金の代理納付、その他公的な必要書類の代行取得・公的な手続の代理申請など)

・性質上1度の相談で完結しない内容の継続的対応(遺言書や各種公正証書等・財産や相続人の確認など)。

・家電や家具の買い替え・処分、家屋の修繕やお部屋の模様替えなどのご相談

・その他手続きや日常生活の困りごとの相談や帯安行政書士事務所でお聞きできること・対応可能なこと。

※専門業者に相談するのが相当と思われるものは、業者の選定・手配・立会等の対応を致します。

■ 👤👤 ご自身やご家族の相続のご準備に関すること：*****

※記載が膨大な量になりますので、ここでは箇条書きとしております。

ご主人様又は奥様がお亡くなりになられた後など様々なケースはございますが、今後訪れるご自身の相続手続きの準備をお手伝い致します。遺言書での相続、家族信託での家産承継、特定の団体様への寄付など、ご要望をお伺いして最も相応しいと思われる手順等をご案内致します。

- ・遺言書や各種公正証書作成（暦年贈与、遺留分、生涯生活費、遺したい遺産額等の算出など）。
- ・成年後見、任意後見、財産管理委任契約等に関すること。
- ・信託：ご家族に認知症や障害者の方等がいる場合などに対応するような信託の設定に関すること。
- ・信託：先祖代々の家産等（不動産など）の承継者を、二代目 A さん・三代目 B さん等と指定する信託の設定に関すること。
- ・信託：家業や事業を特定の者へ承継させていくために設定する信託に関すること。

※お問い合わせに応じて、必要な費用等を算出しておりますので、ここでは具体的な数字は割愛させていただきます。

【ご留意事項】

上記の内容は予告なく変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(以下余白)